

霧島市地域公共交通会議設置要領

(目的)

第1条 霧島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画の策定に必要な事項及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する地域公共交通網形成計画の策定に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償運送（霧島市運営有償運送）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 交通会議の事業計画、予算及び決算の承認に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 霧島市長又はその指名する者
- (2) 霧島市コミュニティバス検討委員会の代表
- (3) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 鹿児島県警察霧島警察署長又はその指名する者
- (5) 鹿児島県警察横川警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 公益社団法人 鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
- (9) 一般社団法人 鹿児島県タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (11) 学識経験を有する者その他会長が必要と認める者

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおく。

- 2 会長は、霧島市長又はその指名する者とする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の会議の議決は、出席した委員の多数決による。可否同数のときは、議長が決する。

5 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ、非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(福祉協議会)

第9条 交通会議に、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の7に規定する運営協議会として福祉有償運送運営協議会(以下「福祉協議会」という。)を置く。

2 福祉協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(2) 福祉協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し福祉協議会が必要と認める事項

(福祉協議会の委員)

第10条 福祉協議会に属すべき委員は、会長が指名する。

(福祉協議会の委員長)

第11条 福祉協議会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、福祉協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(福祉協議会の会議)

第12条 福祉協議会の会議は、第6条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(福祉協議会の会議の特例)

第13条 委員長は、次に掲げるときは、福祉協議会に属すべき委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。

(3) 委員長が必要と認めるとき。

(福祉協議会の決議)

第14条 福祉協議会の決議は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、福祉協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(報告)

第15条 委員長は、所掌事務について協議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第16条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第17条 交通会議及び福祉協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第18条 交通会議の庶務は、地域政策課において処理する。ただし、福祉協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(経費の負担)

第19条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第20条 交通会議に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第21条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この要領の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行し、改正後の霧島市地域公共交通会議設置要領は、平成27年7月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。